

令和 5 年 2 月 21 日
消 防 庁

消防法施行規則及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令（案）等に対する意見公募の結果及び改正省令等の公布

消防法施行規則及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令（案）等の内容について、令和 4 年 12 月 15 日から令和 5 年 1 月 18 日までの間、国民の皆様から広く意見を公募したところ、5 件の御意見を頂きました。この結果を踏まえて、本日、「消防法施行規則及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令」等を公布しましたのでお知らせします。

1 主な改正内容

以下の事項について措置を行うため、消防法施行規則（昭和 36 年自治省令第 6 号）、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成 14 年総務省令第 24 号）、消防法施行規則第四条の二の四第三項の規定に基づく防火対象物の点検の結果についての報告書の様式（平成 14 年消防庁告示第 8 号）及び消防法施行規則第四条の二の四第三項の規定に基づく防災管理の点検の結果についての報告書の様式（平成 20 年消防庁告示第 19 号）を改正するものです。概要については、[別紙 2] をご覧ください。

- （１） 火災予防分野の各種手続に係る様式について、申請者負担の軽減、記入項目の明確化等の観点から見直しを行うもの。
- （２） 電気自動車等を充電するための急速充電設備のうち、消防法令上の「変電設備」として扱われている全出力 200kW を超える急速充電設備についても、消防法令上の「急速充電設備」として扱うこととするもの。
- （３） 分離型の急速充電設備（変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト（コネクター及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。）により構成されるものをいう。）にあっては、充電ポストについて、その筐体を不燃性の金属材料で造らなくてもよいこととするほか、建築物からの離隔距離を保つ必要はないこととするもの。

2 意見公募の結果

消防法施行規則及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令（案）等の内容について、令和 4 年 12 月 15 日から令和 5 年 1 月 18 日までの間、意見を公募したところ、5 件の御意見を頂きました。

いただいた御意見及び総務省の考え方は、[別紙 1] のとおりです。

3 改正省令等の公布

消防庁では、意見公募の結果を踏まえて検討し、以下の改正省令等を令和5年2月21日に公布しました。

- ・消防法施行規則及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令（令和5年総務省令第8号）〔別紙3〕
- ・消防法施行規則第四条の二の四第三項の規定に基づく防火対象物の点検の結果についての報告書の様式の一部を改正する件（令和5年消防庁告示第3号）〔別紙4〕
- ・消防法施行規則第四条の二の四第三項の規定に基づく防災管理の点検の結果についての報告書の様式の一部を改正する件（令和5年消防庁告示第4号）〔別紙5〕



（事務連絡先）

消防庁予防課 米田課長補佐、恩村

TEL 03-5253-7523（直通）

MAIL yobo@soumu.go.jp

【消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式の一部を改正する件（案）等に対して提出された御意見及び御意見に対する考え方】

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
No.1	急速充電設備について、今回の改正を機に全出力 20kw 以下のものも火災予防条例の対象とすべきではないか。対象としない理由は何か？ 【個人】	一般家庭等に設置される小規模なものについては火災時の危険性が低いことから、規制対象から除外しています。 また、現時点で充電設備を原因とした火災は確認していないことから、規制対象を 20kW 以下の充電設備まで拡大する必要性はないと考えています。	無
No.2	現行の省令が想定している充電対象は電気自動車等となっています。電気自動車以外への用途にも対応すべきではないでしょうか。 世界的な脱炭素の流れから自動車以外にも電気を動力とした船舶・飛行機・建設機械などの開発が進めれており、今後、急速充電を行うニーズが出てくることが予想されます。 実際、船舶については東京海洋大が「急速充電対応型電池推進船開発プロジェクト」（CHAdMO 方	頂いた御意見を踏まえ、案を修正しました。	有

	式の急速充電を採用) ほか、複数の事例があります。 (参考) 東京海洋大「急速充電対応型電池推進船開発プロジェクト」らいちょう S https://www2.kaiyodai.ac.jp/~takamasa/kaiyodai-ees-project/kaiyodai-ees-project24-3.html 福井県美浜町 電動推進遊覧船 https://www.tokyo-np.co.jp/article/222452 【個人】		
No.3	全出力 200kW を超える急速充電設備の規制撤廃、および分離型の急速充電設備に対する制限と申請手続きの緩和につきましては、EV の更なる普及を実現するために必要不可欠な充電環境の整備であり、短時間充電を可能とする急速充電器の高出力化に資する貴庁の取組を歓迎いたします。 【日本自動車輸入組合】	賛同の御意見として承ります。	無
No.4	別記様式第 1 号の 2 の 2 の 3 (第 4 条の 2 の 8 関係) 管理権原者変更届出書及び別記様式第 15 号 (第 51 条の 16 関係) 管理権原者変更届出書について、他の防火・防災管理の関係様式 (選解任、消防計画) のように口チェックを入れる様式に変更できないでしょうか。 法第 8 条と法第 36 条の関係で、ほぼ同じ書類を 2 種類作成することになるため簡素化できないか意見するものです。 (例) 下記のとおり、☐防火 ☐防災管理 対象物の管理権原者を変更したので、届け出ます。 ※特例認定を受けた年月日	御意見を踏まえ、別記様式第 1 号の 2 の 2 の 3 (第 4 条の 2 の 8 関係) 管理権原者変更届出書及び別記様式第 15 号 (第 51 条の 16 関係) 管理権原者変更届出書について、2 つの様式を 1 つの様式に統合します。 また、別記様式第 1 号の 2 の 2 の 3 (第 4 条の 2 の 8 関係) 防火対象物点検報告特例認定申請書及び別記様式第 14 号 (第 51 条の	有

	☐ 防火 年 月 日 ☐ 防災 年 月 日 【個人】	16 関係)防災管理点検報告特例認定申請書についても、2つの様式を1つに統合します。	
No.5	防火対象物点検結果報告書（別記様式第1）及び防災管理点検結果報告書（別記様式第1）における点検者免状の欄について、「再講習受講年月日」を「有効期限」に変更してほしい。 再講習を受講すると、免状交付年月日は再講習を受講した日になりますので、免状交付年月日と再講習受講年月日とが同じになってしまいます。再講習を受講した点検資格者から記載する趣旨が不明であるという問合せが多数寄せられているため。 【一般財団法人 日本消防設備安全センター】	御意見を踏まえ、「再講習受講年月日」を「有効期限」に変更します。	有

○意見提出者数:5件

※1 提出意見数は、意見提出者数としています。

※2 とりまとめの都合上、いただいた御意見は要約する等の整理をしております。

消防法施行規則及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令等について

令和5年2月
消防庁予防課

1 消防法施行規則及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令について

(1) 消防法施行規則の一部改正について

【改正内容】

令和3年度に開催した「火災予防分野における各種手続の電子申請等の導入に向けた検討会」(座長：小林恭一東京理科大学総合研究院教授)において、電子申請等を推進するに当たっての今後の検討事項として「手続自体や様式・項目の見直し、添付書類の削減等について検討する」こととされたことを踏まえ、消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号)に定める火災予防分野の各種手続に係る様式^{*}について、申請者負担の軽減、記入項目の明確化等の観点から見直しを行い、所要の規定の整備を行うものである。

※ 改正又は削除する様式一覧(合計11様式)

①消防計画作成(変更)届出書、②防火・防災管理者選任(解任)届出書、③全体についての消防計画作成(変更)届出書、④統括防火・防災管理者選任(解任)届出書、⑤防火対象物点検報告特例認定申請書、⑥管理権原者変更届出書(防火管理)、⑦自衛消防組織設置(変更)届出書、⑧消防用設備等(特殊消防用設備等)設置届出書、⑨工事整備対象設備等着工届出書、⑩防災管理点検報告特例認定申請書、⑪管理権原者変更届出書(防災管理)

【施行期日】

令和5年4月1日

【経過措置】

令和6年3月31日までの間は、この省令による改正前の様式を使用することができることとする。

(2) 対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正について

【改正内容】

電気自動車等を充電するための急速充電設備は、消防法令上、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成14年総務省令第24号。以下「対象火気省令」という。）第2条第1号に規定する対象火気設備等に該当しており、対象火気省令に従い制定される市町村条例で所要の規制が設けられている。

現行の対象火気省令では、「急速充電設備」は、全出力20kW超200kW以下のものと定めているが、「規制改革実施計画」（令和4年6月7日閣議決定）において、急速充電設備に係る消防法令上の対象火気設備規制における取扱いの見直し等*を行い必要な措置を講ずることとされた。

これを踏まえ、「急速充電設備の規制のあり方に関する検討部会」（部会長：小林恭一東京理科大学総合研究院教授）において、火災危険性の観点から必要な検討を行った結果、現在「変電設備」として扱われている全出力200kWを超える急速充電設備についても、対象火気省令上の「急速充電設備」として扱うこととした。また、分離型の急速充電設備（変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト（コネクタ及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。）により構成されるものをいう。）にあつては、充電ポストについて、その筐体を不燃性の金属材料で造らなくてもよいこととしたほか、建築物からの離隔距離を保つ必要はないこととした。今回、これらについて、所要の規定の整備を行うものである。

※「規制改革実施計画」（令和4年6月7日閣議決定）（抄）

消防庁は、現行の対象火気設備規制上、全出力が200kWを超える大出力の急速充電器は、「急速充電設備」ではなく「変電設備」と扱われているため、設備内に担当者以外の者が出入りできないなどの設置の障壁が存在する。大型電動車、電動バスや電動トラックの普及拡大に向けて、出力の上限を撤廃し、大出力の急速充電器も「急速充電設備」とする方向で検討を行い、必要な措置を講ずる。

消防庁は、現行の消防法の対象火気設備規制上「変電設備」となる大出力の急速充電器について、充電器本体に接続されるケーブル・コネクタやそれを収納する充電ポストなどから建築物との離隔距離を設けなくてよいという方向で検討を行い、必要な措置を講ずる。

【施行期日】

令和5年10月1日

【経過措置】

施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている改正後の対象火気省令第3条20号に規定する急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例によることとする。

2 消防法施行規則第四条の二の四第三項の規定に基づく防火対象物の点検の結果についての報告書の様式の一部を改正する件について

【改正内容】

消防法施行規則第四条の二の四第三項の規定に基づく防火対象物の点検の結果についての報告書の様式（平成 14 年消防庁告示第 8 号）に定める「防火対象物点検結果報告書」について、記入項目の明確化等の観点から見直しを行い、所要の規定の整備を行うものである。

【施行期日】

令和 5 年 4 月 1 日

【経過措置】

令和 6 年 3 月 31 日までの間は、この告示による改正前の様式を使用することができることとする。

3 消防法施行規則第四条の二の四第三項の規定に基づく防災管理の点検の結果についての報告書の様式の一部を改正する件について

【改正内容】

消防法施行規則第四条の二の四第三項の規定に基づく防災管理の点検の結果についての報告書の様式（平成 20 年消防庁告示第 19 号）に定める「防災管理点検結果報告書」について、記入項目の明確化等の観点から見直しを行い、所要の規定の整備を行うものである。

【施行期日】

令和 5 年 4 月 1 日

【経過措置】

令和 6 年 3 月 31 日までの間は、この告示による改正前の様式を使用することができることとする。

○総務省令第八号

消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）及び消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）の規定に基づき、消防法施行規則及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年二月二十一日

総務大臣 松本 剛明

消防法施行規則及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令

（消防法施行規則の一部改正）

第一条 消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
(防災管理点検の特例) 第五十一条の十六　〔略〕 2　第四条の二の八第二項の規定は法第三十六条第一項において準用する法第八条の二の三第二項の規定による申請について、第四条の二の八第三項及び第四項の規定は法第三十六条第一項において準用する法第八条の二の三第二項の総務省令で定める事項について、第四条の二の八第五項及び第六項の規定は法第三十六条第一項において準用する法第八条の二の三第三項の規定による通知について、第四条の二の八第七項の規定は法第三十六条第一項において準用する法第八条の二の三第五項の規定による届出について準用する。	(防災管理点検の特例) 第五十一条の十六　〔同上〕 2　第四条の二の八第二項の規定は法第三十六条第一項において準用する法第八条の二の三第二項の規定による申請について、第四条の二の八第三項及び第四項の規定は法第三十六条第一項において準用する法第八条の二の三第二項の総務省令で定める事項について、第四条の二の八第五項及び第六項の規定は法第三十六条第一項において準用する法第八条の二の三第三項の規定による通知について、第四条の二の八第七項の規定は法第三十六条第一項において準用する法第八条の二の三第五項の規定による届出について準用する。この場合において、第四条の二の八第二項中「別記様式第一号の二の二の三」とあるのは「別記様式第十四号」と、同条第七項中「別記様式第一号の二の二の三」とあるのは「別記様式第十五号」と読み替えるものとする。

別記様式第1号の2 (第3条、第51条の8関係)

消防計画作成(変更)届出書

消防長(消防署長) (市町村長) 殿			年 月 日	
☐防火 ☐防災			☐防火 ☐防災	
住所			氏名	
別添のとおり、 ☐ 防火 ☐ 防災 管理に係る消防計画を作成(変更)したので届け出ます。				
管理権原者の氏名 (法人の場合は、名称及び代表者氏名)				
防火対象物 又は 建築物その他の工作物 (変更の場合は、変更後の名称)				
防火対象物 又は 建築物その他の工作物 (変更の場合は、変更後の名称)				
複数権原の場合に管理権原に属する部分の名称 (変更の場合は、変更後の名称)				
防火対象物 又は 建築物その他の工作物 (変更の場合は、変更後の用途)			令別表第1**1	() 項
その他必要な事項 (変更の場合は、主要な変更事項)				
受 付 欄**2			経 過 欄**2	

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 - 2 □印のある欄については、該当の□印にシを付けること。
 - 3 ※1欄は、複数権原の場合にあっては管理権原に属する部分の情報を記入すること。
 - 4 ※2欄は、記入しないこと。

別記様式第1号の2 (第3条、第51条の8関係)

消防計画作成(変更)届出書

消防長(消防署長) (市町村長) 殿			年 月 日	
☐防火 ☐防災			☐防火 ☐防災	
住所			氏名	
別添のとおり、 ☐ 防火 ☐ 防災 管理に係る消防計画を作成(変更)したので届け出ます。				
管理権原者の氏名 (法人の場合は、名称及び代表者氏名)				
防火対象物 又は 建築物その他の工作物 (変更の場合は、変更後の名称)				
防火対象物 又は 建築物その他の工作物 (変更の場合は、変更後の名称)				
防火対象物 又は 建築物その他の工作物 (変更の場合は、変更後の用途)			令別表第1	() 項
その他必要な事項 (変更の場合は、主要な変更事項)				
※ 受 付 欄			※ 経 過 欄	

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 - 2 「防火」の横書きの文字については、該当しない文字を横線で消すこと。
 - 3 ※印の欄は記入しないこと。

☐ 防火
☐ 防災

管理者選任（解任） 届出書

消防長（消防署長）（市町村長） 職	年 月 日
管理権限者 住所	
氏名（法人の場合は、名称及び代表者氏名）	
電話番号	
下記のとおり、 ☐ 防火 ☐ 防災 管理者を選任（解任）したので届け出ます。	
所在地	電話（ ）
名称	
管理権限	☐ 単一権限 ☐ 複数権限 （消防機関の権限に管理権限を有する者の場合）
用途	☐ 令第1項 ☐ 甲種 ☐ 乙種
区分	令第1項 収容人員 令第2項 () 項 令第3項 () 項 令第4項 () 項
建築物その他の工作物 火災の危険物	
氏名（フリガナ）	
生年 月 日	
選任年 月 日	
職務上の地位	
別種	☐ 防火管理 ☐ 消防管理（ ☐ 新報講習 ☐ 単報講習）
講習機関	
修了年月日	
その他	☐ 令第1項第（ ）号 ☐ 令第17条第1項第（ ）号 ☐ 規則第2条第（ ）号 ☐ 規則第51条の5第（ ）号
氏名	
解任年 月 日	
解任理由	
その他必要事項	
受付欄 ^{※2}	経過欄 ^{※2}

防火 防災
管理者選任 (解任) 届出書

[illegible]

別記様式第1号の2の2の2 (第4条、第51条の11の2関係)

全体についての消防計画作成（変更）届出書

年 月 日

消防長（消防署長）（市町村長） 殿	統括	☐ 防火 ☐ 防災	管理者
	住所		
	氏名		
別添のとおり、全体についての ☐ 防火 ☐ 防災 管理に係る消防計画を作成（変更）したので届け出ます。			
管理権原者の氏名 （法人の場合は、名称及び代表者氏名）			
防火対象物 又は 建築物その他の工作物 の所在地			
防火対象物 又は 建築物その他の工作物 の名称 （変更の場合は、変更後の名称）			
防火対象物 又は 建築物その他の工作物 の用途 （変更の場合は、変更後の用途）	令別表第1	（ ）項	
その他の必要な事項 （変更の場合は、主要な変更事項）			
受 付 欄*	経 過 欄*		

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 □印のある欄については、該当の□印にシを付けること。
3 ※印の欄は、記入しないこと。

別記様式第1号の2の2の2 (第4条、第51条の11の2関係)

全体についての消防計画作成（変更）届出書

年 月 日

消防長（消防署長）（市町村長） 殿	統括	防火 防災	管理者
	住所		
	氏名		
別添のとおり、全体についての ☐ 防火 ☐ 防災 管理に係る消防計画を作成（変更）したので届け出ます。			
管理権原者の氏名 （法人の場合は、名称及び代表者氏名）			
防火対象物 又は 建築物その他の工作物 の所在地			
防火対象物 又は 建築物その他の工作物 の名称 （変更の場合は、変更後の名称）			
防火対象物 又は 建築物その他の工作物 の用途 （変更の場合は、変更後の用途）	令別表第1	（ ）項	
その他の必要な事項 （変更の場合は、主要な変更事項）			
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄		

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 「防火」の横書きの文字については、該当しない文字を横線で消すこと。
3 ※印の欄は記入しないこと。

別記様式第1号の2の2の2の3 (第4条の2の8、第51条の16関係)
□防火対象物 点検報告特別認定申請書
□防災管理

消防長 (消防署長) (市町村長) 殿		年 月 日	
管理権原者		住所	
氏名 (法人の場合は、名称及び代表者氏名)			
電話番号			
下記のとおり、□防火対象物 点検報告の特例の認定を受けたので申請します。 記			
防火管理権原	□単一権原 □複数権原	複数権原の場合に適用権原に属する部分の名称	
対象物	令第2条を適用するもの※2	名称	令別表第1 () 項 収容人員※1
申請者が管理を開始した年月日	□防火対象物 □防災管理対象物	年 月 日	
前回の特別認定年月日	□防火対象物 □防災管理対象物	年 月 日	
その他必要な事項			
受付欄※3	経過欄※3		

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 □印のある欄については、該当の□印にシを付けること。
3 ※1欄は、複数権原の場合にあつては管理権原に属する部分の情報を記入すること。
4 ※2欄は、消防法施行令第2条を適用するものにあつては同一敷地内にある同令第1条の2の防火対象物ごとに記入すること。欄が不足する場合は、任意で書類を作成し添付すること。
5 防火対象物又は防災管理対象物の所在地、管理権原者が防火対象物又は防災管理対象物の管理を開始した日その他市町村長が定める事項を記載した書類を添付すること。
6 ※3欄は、記入しないこと。

別記様式第1号の2の2の2の3 (第4条の2の8関係)
防火対象物点検報告特別認定申請書

消防長 (消防署長) (市町村長) 殿		年 月 日	
申請者		住所	
氏名 (法人の場合は、名称及び代表者氏名)			
電話番号			
下記のとおり、消防法第8条の2の3第1項の規定による認定を受けたので、同条第2項の規定に基づき申請します。 記			
防火対象物	名称	令別表第一 () 項	
用途	収容人員	管理権原	単一権原・複数権原
消防法施行令第2条を適用するもの	名称	用途	収容人員
申請者が防火対象物の管理を開始した年月日	年 月 日		
前回の特別認定年月日	年 月 日		
その他必要な事項			
※受付欄	※経過欄		

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 ※印の欄は、記入しないこと。

別記様式第1号の2の2の3（第4条の2の8、第51条の16関係）

☐防火対象物 管理権原者変更届出書
☐防災管理対象物

消防長（消防署長）（市町村長） 殿		年 月 日	
変更前の管理権原者 住所			
氏名（法人の場合は、名称及び代表者氏名） 電話番号			
下記のとおり、 ☐ 防火対象物 の管理権原者を変更したので届け出ます。 ☐ 防災管理対象物			
記			
防火対象物 又は 防災管理対象物	所在地		
	名称		
	複数権原の場合に管理権原に属する部分の名称		
	用途 ^{※1}	令別表第1 ^{※1}	（ ）項
	住所		
変更後の管理権原者	氏名		
	【法人の場合は、名称及び代表者氏名】 電話番号		
特例認定を受けた年月日		☐ 防火対象物 年 月 日 ☐ 防災管理対象物 年 月 日	
変更年月日		年 月 日	
その他必要な事項			
受付欄 ^{※2}		経過欄 ^{※2}	

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 □印のある欄については、該当の□印にレを付けること。
3 ※1欄は、複数権原の場合にあつては管理権原に属する部分の情報を記入すること。
4 ※2欄は、記入しないこと。

別記様式第1号の2の2の3（第4条の2の8関係）

管理権原者変更届出書

消防長（消防署長）（市町村長） 殿		年 月 日	
届出者 住所			
氏名（法人の場合は、名称及び代表者氏名） 電話番号			
下記のとおり、防火対象物の管理権原者を変更したので、消防法第8条の2の3第5項の規定に基づき届け出ます。			
記			
防火対象物	所在地		
	名称		
	用途	令別表第一（ ）項	
	住所		
変更前の管理権原者	氏名		
	電話番号		
	住所		
変更後の管理権原者	氏名		
	電話番号		
防火対象物の特例認定を受けた年月日		年 月 日	
変更年月日		年 月 日	
その他必要な事項			
※受付欄		※経過欄	

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 ※印の欄は、記入しないこと。

別記様式第1号の2の2の3の3(第4条の2の16関係)

自衛消防組織設置(変更)届出書

消防長(消防署長)(市町村長) 殿	年 月 日
管理権所有者	
住所	
氏名(法人の場合は、名称及び代表者氏名)	

下記のとおり自衛消防組織を設置(変更)したので届け出ます。

記

防火対象物の所在地	
防火対象物の名称 (変更の場合は、変更後の名称)	
防火対象物の用途 (変更の場合は、主要な変更事項)	
防火対象物の延べ面積及び階数 (変更の場合は、主要な変更事項)	
管理について権限が分かれている 場合の当該権限の範囲	
自衛消防組織の内部組織の編成	
自衛消防要員の配置	氏名 住所
総括管理者の氏名及び住所	
自衛消防組織に備え付けられている資機材	
受 付 欄	経 過 欄

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 総括管理者の資格を証する書面を添付すること。
3 ※印の欄は、記入しないこと。

別記様式第1号の2の2の3の3(第4条の2の16関係)

自衛消防組織設置(変更)届出書

消防長(消防署長)(市町村長) 殿	年 月 日
管理権所有者	
住所	
氏名 法人の場合は、名称及び代表者氏名	

下記のとおり自衛消防組織を設置(変更)したので届け出ます。

防火対象物の所在地	
防火対象物の名称 (変更の場合は、変更後の名称)	
防火対象物の用途 (変更の場合は、主要な変更事項)	
防火対象物の延べ面積及び階数 (変更の場合は、主要な変更事項)	
管理について権限が分かれている 場合の当該権限の範囲	
自衛消防組織の内部組織の編成	
自衛消防要員の配置	氏名 住所
総括管理者の氏名及び住所	
自衛消防組織に備え付けられている資機材	
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 ※印の欄は、記入しないこと。

別記様式第1号の2の3（第31条の3関係）

消防長（消防署長）（市町村長） 殿

届出者 住所 _____ 氏名 _____

年 月 日

下記のとおり、消防用設備等（特殊消防用設備等）を設置したので、消防法第17条の3の2の規定に基づき届け出ます。

記

設置者	住所	電話（ ）	番	
氏名				
消防対象	所在地			
用途				
構造、規模	造地上	階地下	階	
火物	床面積	m ² 延べ面積	m ²	
消防用設備等（特殊消防用設備等）の種類				
工	種別	新設、増設、移設、取替え、改造、その他（ ）		
監計者	住所	電話（ ）	番	
氏名				
施工者	住所	電話（ ）	番	
氏名				
消防設備士	氏名			
免状	種類等	交付知事	交付年月日	講習受講状況
甲乙	種類	都道府県	号	都道府県 年月
平成 年 月 日				
完成希望年月日				
※受付欄	※決裁欄	※備考		

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。
2 消防用設備等設計図書又は特殊消防用設備等設計図書は、消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類ごとにそれぞれ添付すること。

蓄工屆工著等備對象對整備整工事

消防長（消防署長）（市町村長） 殿

年 月 日

届 出 者

住 所 _____

氏 名 _____

工 事 の 場 所	
工事を行う防火 対象物の名称	
工事整備対象設備等の種類	
工等 事 の 数 使 工 事 に 関 連 し た 機 器 又 は 施 工 備 用 者	
住所	氏名 〔法人の場合は名称〕 〔及び代表者氏名〕
電話（ ）	
種類等	交付年月日
甲種	知事交付番号
乙種	府県交付年月日
その他	第 号
1 新設改修	2 増設
5 改造	6 その他
工事の種類	3 移設
着工予定日	4 取替え
受付欄 [※]	完成予定日
経過欄 [※]	

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 工事の種別の欄は、該当する事項を○印で囲むこと。
3 ※印の欄は、記入しないこと。

備考 表中の「」の記載は注記である。

龍王廟前街

[illegible]

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 工事の種別の欄は、該当する事項を○印で囲むこと。
3 ※印の欄は、記入しないこと。

別記様式第十四号及び別記様式第十五号を削る。

（対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正）

第二条 対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成十四年総務省令第二十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
(対象火気設備等の種類) 第三条 令第五条第一項各号列記以外の部分の総務省令で定めるものは、第一号から第十二号までに掲げる設備から配管設備等を除いたもの及び第十三号から第二十号までに掲げる設備とする。 「一〇十九 略」 二十 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電気自動車等（電気を動力源とする自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。）にコネクタ（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。）を用いて充電する設備（全出力二十キロワット以下のものを除く。）をいい、分離型のもの（変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト（コネクタ及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。）により構成されるものをいう。以下同じ。）にあつては、充電ポストを含む。以下同じ。）（火災の発生のおそれのある部分に係る防火上有効な構造） 第十条 令第五条第一項第五号の規定により、対象火気設備等は、次の各号に定めるところにより、その使用に際し、火災の発生のおそれのある部分について、防火上有効な措置が講じられた構造としなければならない。 「一〇十二 略」 十三 急速充電設備にあつては、その筐体は不燃性の金属材料で造ること。ただし、分離型のものの充電ポストにあつては、この限りでない。 (その他の基準) 第十六条 令第五条第二項の規定により、第四条から前条までに規定するもののほか、対象火気設備等の位置、構造及び管理に関し火災の予防のために必要な事項に係る条例は、次の各号に定めるところにより制定されなければならない。 「一〇三 略」 四 燃料電池発電設備、発電設備、内燃機関を原動力とする発電設備、蓄電池設備及び急速充電設備（全出力五十キロワット以下のものを除く。以下この号において同じ。）のうち、屋外に設けるものにあつては、建築物から三メートル以上の距離を保つこと。ただし、次に掲げるものにあつては、この限りでない。 「イ〇ハ 略」 「二 急速充電設備のうち分離型のものにあつては、充電ポスト 「五〇八 略」 九 急速充電設備にあつては、次に掲げる措置を講ずること。 「イ 略」 ロ コネクタと電気自動車等が確実に接続されていない場合には、充電を開始しないこと。	(対象火気設備等の種類) 第三条 「同上」 「一〇十九 同上」 二十 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電気自動車等（電気を動力源とする自動車等（道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第二条第一項第九号に規定する自動車又は同項第十号に規定する原動機付自転車をいう。第十六条第九号チにおいて同じ。）をいう。以下同じ。）に充電する設備（全出力二十キロワット以下のもの及び全出力二百キロワットを超えるものを除く。）をいう。以下同じ。） 第十条 (火災の発生のおそれのある部分に係る防火上有効な構造) 「同上」 「一〇十二 同上」 十三 急速充電設備にあつては、その筐体は不燃性の金属材料で造ること。 (その他の基準) 第十六条 「同上」 「一〇三 同上」 四 「同上」 「イ〇ハ 同上」 「新設」 「五〇八 同上」 九 「同上」 「イ 同上」 ロ 急速充電設備と電気自動車等が確実に接続されていない場合には、充電を開始しないこと。

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	ハ コネクターが電気自動車等に接続され、電圧が印加されている場合には、当該コネクターが当該電気自動車等から外れないようにすること。 「ニ」へ 略 ト 急速充電設備を手動で緊急に停止することができ、装置を、当該急速充電設備の利用者が異常を認めたときに、速やかに操作することができ、箇所に設けること。 チ 急速充電設備と電気自動車等の衝突を防止すること。 リ コネクターについて、操作に伴う不時の落下を防止すること。ただし、コネクターに十分な強度を有するものにあつては、この限りでない。 「ヌ」ル 略 十 急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにあつては、前号に掲げる規定のほか、当該蓄電池（主として保安のために設けるものを除く。）について次に掲げる措置を講ずること。 「イ」ニ 略 十一 急速充電設備のうち分離型のものにあつては、充電ポストに蓄電池（主として保安のために設けるものを除く。）を内蔵しないこと。
	ハ 急速充電設備と電気自動車等の接続部に電圧が印加されている場合には、当該接続部が外れないようにすること。 「ニ」へ 同上 ト 急速充電設備を手動で緊急に停止させることができること。 チ 自動車等の衝突を防止すること。 リ コネクター（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下このリにおいて同じ。）について、操作に伴う不時の落下を防止すること。ただし、コネクターに十分な強度を有するものにあつては、この限りでない。 「ヌ」ル 同上 十 急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにあつては、前号に掲げる規定のほか、当該蓄電池について次に掲げる措置を講ずること。 「イ」ニ 同上 「新設」

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、令和五年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和五年十月一日から施行する。

（消防法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条 消防法施行規則第三条第一項、第三条の二第一項（同令第五十一条の九において準用する場合を含む。）、第四条第一項（同令第五十一条の十一の二において準用する場合を含む。）、第四条の二第一項（同令第五十一条の十一の三において準用する場合を含む。）、第四条の二の八第二項及び第七項（同令第五十一条の十六第二項において準用する場合を含む。）、第四条の二の十五第二項、第三十一条の三第一項、第三十三条の十八並びに第五十一条の八第一項に規定する届出書の様式については、この省令による改正後の規定にかかわらず、令和六年三月三十一日までの間は、なお従前の例によることができる。

（対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴う経過措置）

第三条 第二条の規定の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされているこの省令による改正後の対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する

る基準を定める省令第三条第二十号に規定する急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例による。

○消防庁告示第三号

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第四条の二の四第三項の規定に基づき、平成十四年消防庁告示第八号（消防法施行規則第四条の二の四第三項の規定に基づく防火対象物の点検の結果についての報告書の様式）の一部を次のように改正する。

令和五年二月二十一日

消防庁長官 前田 一浩

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

別記様式第1

防火対象物点検結果報告書										年 月 日	
消防長（消防署長）（市町村長） 殿											
管理権原者											
住所											
氏名（法人の場合は、名称及び代表者氏名）											
電話番号											
下記のとおり防火対象物の点検を実施したので、消防法第8条の2の2第1項の規定に基づき報告します。											
記											
所在地											
名称											
防火対象物の場合、管理権原に属する部分の名称											
用途											
令第1表第1号（ ）項											
構造・規模											
床面積											
地上 階 地下 階											
延べ面積											
点検実施日											
年 月 日											
消防法施行規則第4条の2の6第2項の適用											
☐ 第1号 ☐ 第2号 ☐ 第3号											
住所											
氏名											
講習機関名											
免状交付年月日											
免状交付番号											
有効期限											
受付欄											
延 過 欄											
備考											

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 ※1欄は、複数年の場合にあっては管理権原に属する部分の情報を記入すること。
3 消防法施行規則第4条の2の6第2項の適用の欄は、適用される規定がある場合、該当する規定の□にシ点を記入すること。
4 ※2欄は、記入しないこと。

改正前

別記様式第1

防火対象物点検結果報告書										年 月 日	
消防長（消防署長）（市町村長） 殿											
届出者											
住所											
氏名（法人の場合は、名称及び代表者氏名）											
電話番号											
下記のとおり防火対象物の点検を実施したので、消防法第8条の2の2第1項の規定に基づき報告します。											
記											
所在地											
名称											
防火対象物の場合、管理権原に属する部分の名称											
用途											
令第1表第1号（ ）項											
構造・規模											
床面積											
地上 階 地下 階											
延べ面積											
点検実施日											
年 月 日											
点検票											
別添の通り											
☐ 有 ☐ 第1号 ☐ 第2号 ☐ 第3号											
消防法施行規則第4条の2の6第2項の適用											
☐ 有 ☐ 無											
住所											
氏名											
講習機関名											
免状交付年月日											
免状交付番号											
再講習受講年											
受付欄											
延 過 欄											
備考											

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 消防法施行規則第4条の2の6第2項の適用の欄は、当該規定が適用される場合は「有」の□にシ点を記入し、適用されない場合は「無」の□にシ点を記入すること。なお、「有」の場合は、同項各号のうち適用される規定の□にシ点を記入すること。
3 ※1の欄は、記入しないこと。

附 則

1 この告示は、令和五年四月一日から施行する。

2 消防法施行規則第四条の二の四第三項に規定する報告書の様式については、この告示による改正後の平成十四年消防庁告示第八号別記様式第一にかかわらず、令和六年三月三十一日までの間は、なお従前の例によることができる。

○消防庁告示第四号

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第五十一条の十二第二項の規定において準用する同規則第四条の二の四第三項の規定に基づき、平成二十年消防庁告示第十九号（消防法施行規則第四条の二の四第三項の規定に基づく防災管理の点検の結果についての報告書の様式）の一部を次のように改正する。

令和五年二月二十一日

消防庁長官 前田 一浩

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

改正前

別記様式第1

防災管理点検結果報告書

年 月 日

消防長（消防署長）（市町村長） 殿

管理権所有者

住 所

氏 名（法人の場合は、名称及び代表者氏名）

電話番号

下記のとおり防災管理対象物の防災管理点検を実施したので、消防法第36条第1項において準用する同法第8条の2の2第1項の規定に基づき報告します。

記

防 災 管 理 対 象 物	所 在 地											
	名 称											
	防災管理対象物の 構造・規模											
	用途	用途		地上		階		地下		階		
点 検 実 施 日	年		月		日		電話番号					
点 検 者	住 氏 名	電話番号										
免 状 状	講習機関名	免状交付年月日	年	月	日	免状交付番号	第 号	年	月	日	有効期限	
受 付 欄	経 過 欄	備 考										

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 ※1欄は、複数権原の場合については管理権原に属する部分の情報を記入すること。
3 ※2欄は、記入しないこと。

別記様式第1

防災管理点検結果報告書

年 月 日

消防長（消防署長）（市町村長） 殿

届 出 者

住 所

氏 名（法人の場合は、名称及び代表者氏名）

電話番号

下記のとおり防災管理対象物の防災管理点検を実施したので、消防法第36条第1項において準用する同法第8条の2の2第1項の規定に基づき報告します。

記

防 災 管 理 対 象 物	所 在 地											
	名 称											
	用途	用途		地上		階		地下		階		
	構造・規模	床面積		m ²		延べ面積		m ²				
点 検 実 施 日	年		月		日							
点 検 者	住 氏 名	別添のとおり										
免 状 状	講習機関名	免状交付年月日	年	月	日	免状交付番号	第 号	再講習受講年月日	年	月	日	
受 付 欄	経 過 欄	※備考										

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 ※印の欄は、記入しないこと。

附 則

1 この告示は、令和五年四月一日から施行する。

2 消防法施行規則第五十一条の十二第二項の規定において準用する同規則第四条の二の四第三項に規定する報告書の様式については、この告示による改正後の平成二十年消防庁告示第十九号別記様式第一にかかわらず、令和六年三月三十一日までの間は、なお従前の例によることができる。